

社会福祉法人ともいき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともいき会定款第九条及び第二三条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、日当として一回 5,000 円を支給する。ただし、施設職員が役員等の場合は支給しない。

2 役員等の報酬は、源泉所得税を控除した額を、その都度現金にて支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うものとする。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旅費 居住地が長野市内にある者 2,000 円

上記以外近隣市町村の者 3,000 円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

理事、評議員の支給基準を準用する。

(規程の準用)

第4条 評議員選任・解任委員についても、本役員等報酬規程を準用する。

(改廃)

第5条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。